

第21回 江南市自治基本条例検討委員会会議録(要旨)

開催年月日 平成22年12月22日(水)

場 所 第2委員会室

議題1 (仮称)江南市市民自治によるまちづくり基本条例(素案)について

議題2 その他

■(仮称)江南市市民自治によるまちづくり基本条例(素案)について

会長より、最終版に近い形の資料が提出されているので、この間の修正部分、変更部分について確認していくとの説明がされた。

◆意見等

[地域協働課長、目次、前文、第1章について説明]

- 「まちづくり」と「まちづくり活動」の二つの表現があるが、わかりやすさからいえば、「まちづくり」の後に「活動」があってもいい。
- 「活動」は一時的に発生してくるものだから、「まちづくり活動」がいい。
- 第3条「まちづくり」に、「公益的な取り組み」とあるが、ここは統一するために「公益的な活動」としたらどうか。ここは「活動」にした方が、条文と解説の趣旨が一貫する。
- 第2条の条例の位置づけ。これを「最高規範」にするかどうかで大分議論した。「その趣旨は最大限尊重されなければなりません」となっているが、解説の「他の条例等の制定、改廃の際には、この条例の趣旨を最大限尊重し、適合させなければならない」を本文に入れておく必要はないのか。
- これまでの間、大いに議論があったところ。結果そういう形に落ち着いた。解説でふれると。解説に立法の趣旨が書いてある。ただ、それが書いてあっても、改正は可能である。憲法のような特別な手順があるわけではない。議会で改正すれば変わるという中での“最高”。
- 法律的な根拠がないということで、「最高規範」がなくなったが、基本条例が、他の条例と同一されるような、横並びに考えられるようなものであっていいのか。
- そのために、他の条例にはない「最大限尊重」が入っている。
- 将来、基本条例の改正が検討される際、市民が物を言える余地が、参加できる余地があるのか心配である。
- その歯止めの条文もある。市民の声を聞くという。
- 条例は市民参加が土台となっている。例えば、条例についての意見があれば、それについて検討する。また、このような組織をつくって検討することも、今後ありうるとは思っている。
- 第26条では、必要があるときに改正を認めるというあいまいな規定となっており、それでは改正するような行動、活動が出てこない。

- 前文に「江南市戦略計画（平成20年度～平成29年度）」を入れてある。計画期間の10年経ったとき、少なくとも、この「平成20年度～平成29年度」は変わるので、その時は必ず条例の見直しがされる。本来原理的なことを書く前文に、戦略計画というような次元のものを入れる必要はないが、見直しの機会をつくっておくという意味で、これが入っている。
- むしろ、あまり変えられないものにするのを警戒する。状況も変わってくるし、今後の課題であるので、あまり縛るよりも、常に見直しをするという位置づけをした方が前向きではないか。
- 前文の下から8行目に「まちづくりの担い手である市民、事業者等及び市が」とあるが、この「市」が狭い。「行政」なら、市も、国、県の行政も含まれてくる。国と県も江南市のまちづくりの条例に関わってくる。「市」だけを考えるのではなく、もっと広くとらえるべき。
- 市の条例で国を縛ることはできない。条例に「国」を入れたからといって、国をこの条例で縛れることはまったくない。また、「行政」とすると、議会が抜ける。
- 前文では、理念やルール、いわゆるソフト的な考えだけを述べている。理念とルールを確認、共有しただけでは、まちづくりは弱い。これに対してハード的に、どのようにしてまちづくりをするのか。行動に移していくかを述べなければいけない。
- 前文の最終段落は、まさにそのことをいっている。
- 前文は大きく三つに分けられる。最初は情勢分析。2番目は我々市民や市が取り組む行動目標。3番目はそのために、これを決めますということだから、3番目は“行動”ではない。行動のためのルールを決めましょうということ。
- 基本条例は、理念、ルールを書きしておく条例だということで、私は納得した。
- 標題が、まちづくり基本条例に変わったにもかかわらず、この文章では、まちづくりについての推進、方策、市民は何をしなさいということ、市民は受け取れない。ソフトなことを大きくオブラートで包んだような文章になっている。
- 具体的なことは計画に書く。その計画を律する上で、必要なルールはこれで定める。条例は条例の役割がある。
- 具体的には戦略計画によって、具体的な取り組みが進んでいる。
- 市民が条例を戦略計画と対比しながら読んで、自分は何ができるかと思うのは、実際無理。
- そもそも前文に“戦略計画”が出てくるのが例外的であるが、それは、具体的にはこのことのために、条例をつくっているということをはっきりさせるため。オブラートで包んだ抽象的な文章ということではなくて、計画を実行するルールを決めておくのがこの条例。
- このままでいい。何を言おうとしているのかは伝わってくる。今後、いろんな考え方が生まれてくるので、それに対応する方向で進んでいけばいい。
- ここまでのところでは、「取り組み」を「活動」に変える。
[地域協働課長、第2章・第3章について説明]
- 各条文の文末について、「します」と「ものとします」と使い分けられているが、

重さの違いは多少あっても、統一しておいた方がいいのではないか。

- 強いて言えば、自分の行動には責任を「持たなければいけない」というぐらい。
- 「ものとしませす」は、「しなければなりません」よりは緩いが、一定の拘束するものがある。
- 「しませす」「するものとしませす」「しなければなりません」と表現が違ふから、やらなくてもいいとは決して思わない。

〔地域協働課長、第4章について説明〕

- 第12条は、「まちづくりを推進」という言い方になって、その解説では「まちづくりの活動を進める」となっている。実際は“活動”を含んでいるので、いちいち「まちづくりの活動」と言わずに、「まちづくり」にしたらどうか。
- 「まちづくり(の)活動」と「まちづくり」があるが、「まちづくり」に統一する方向で整理する。
- 第14条は、まちづくり組織を支援する趣旨の条文であるので、「まちづくり組織」はそのままとする。
- 第3条で「まちづくり」の定義で、解説では公益的な取り組みや事業とっているので、先ほど「公益的な活動や事業」とされたが、「公益的な活動」とする。
- 第14条第3項に「まちづくり組織間の交流機会を設ける」とあるが、市民が学習する機会や情報、まちづくりセンターのような施設を設けることは入れられないか。
- 「活動に参加しやすい環境づくりを積極的に行う」の中に入るのではないか。
- NPO支援センターのような施設的なものも含めて「環境づくり」。
- 市民が地域情報センターをそういう場所として活かすように組織すればいい。場所は提供されているが、市民側が活かさきれていない。
- これから我々市民がNPOとして集まって、それをやりましよう。条例に入れるかどうかの問題ではなく、我々の問題。
- 市民協働を動かしたいから、市にお願いした結果、入れ物(市民・協働ステーション)はできた。恵まれた環境の中で、立派な活動をしている人がいて、なぜ、あそこを動かさないのか。動かすことが先決。ある場所に、ある時間に持っている情報を持ち寄ること、つながること。そういうことを上手に情報発信していきながらつながっていくことが大切。
- 例えば、ふくらの家は、午前9時から午後5時まで、いつも誰かがいる。誰かがいると、相談もできる。交流もできる。それが一番もととなるもので、そういうものを今後、私たちがつくっていかなければならない。人の問題。“人づくり”が大事。
- 市から「ボランティアガイドブック」が発行されている。自分がやりたいことや、やられている活動について疑問に思うと、電話をして尋ねたりしている。時には話し合う機会も生まれる。多分、活動されている方は、そういうものを利用しながら活動を展開させているのではないか。ただ、長い目を見た場合は、交流センターとしての場があれば、それに越したことはない。
- 市は場所も提供しているし、まちおこしや、地域おこしの核になっているNPOなどの見学会、学習会も開催している。遅れているのは我々の側。

- 第14条にまちづくり活動を推進する人材育成と、交流機会を設けることが規定されているので、これをどう実際に活かしていくかを、私たちが考えていかなければならない。
- 行政の方も、戦略計画をつくる際に、「市民の役割」、「市役所の役割」を載せた。例えば、“防災”は市民と一緒にやって、人づくりの支援を行なったりしなければ成り立たない。今までと違って、市職員はそういう意識を持っている。
- 第11条第2項は「前項の規定による参加をする者」という言い方は、問題ないか。
- この部分の表現は、例規審査会で検討してもらおう。

〔地域協働課長、第5章について説明〕

- 第17条第3項、「公正かつ中立」とあるが、今や「中立」はやめた方がいい。これがあるために、中立的な立場で行政運営をしなければならない。価値観も多様化しているし、皆の言うことを聞いていたら、何をやめて、何をやったらいいのか。
- 私は逆に思う。行政は中立にある立場にある。それこそ誰が何を言っても、誰にもすることは公平でなければならない。
- 「中立」は、どちらにも偏らないという行政の基本的な姿勢を表しているのであって、すべてをやるという意味ではない。客観的、常識的にというものも含んで、「中立」という言葉を使っている。
- 私も「中立」はやめる方に賛成だが、一般的な常識からいうと、この言葉は残しておいた方が無難。
- 行政がやれないところの穴を私たちが埋めていく。
- 「公正かつ客観的な」にしたらどうか。
- どの政策を採るにしろ、そこには何らかの価値が含まれているというのが前提で、その価値の評価をして、どちらかを選ぶということだから、必ずしもそれは「中立」ということではない。
- 「要望を迅速に対応します」ぐらいで、あとなしでもいい。
- 「中立」という意見、「客観的」という意見、「公正」だけの意見もあった。これは行政側の姿勢の問題であるので、行政側で検討していく。

〔地域協働課長、第6章について説明〕

- 条例の文末は微妙に使い分けられている。第21条では、「保護しなければなりません」と言い切っている。「保護するものとします」とは言っていない。やはり、使い分けはしてある。

〔地域協働課長、第7章について説明〕

- 第24条第1項の主語が「市長」となっているので、この「住民の請求等を踏まえ」を加えた。

〔地域協働課長、第8章・第9章について説明〕

■2 その他

◆今後のスケジュール

- 事務局より、次回の委員会には市長の出席を求め、委員会の成果である『（仮称）江南市市民自治によるまちづくり基本条例（素案）に関する提言』を市長に提出し

たいとの説明がされた。

◆次回

○次回の検討委員会は、1月18日（火）午後3時30分から開催されることとされた。